

# 熊本県高等学校教育研究会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、熊本県高等学校教育研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長所在校におく。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は、高等学校における教育上の諸問題を研究し、本県高等学校教育の向上に役立てることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 本会の主催する研究集会、協議会などに関すること。
2. 各教科統一標準考査などの実施についての調整整理に関すること。
3. 教育講演会、研究会などの開催および研究の奨励に関すること。
4. 国または県よりの研究助成金の獲得、教育改善の陳情などに関すること。
5. 補助金および予算の配分に関すること。
6. その他、本会の目的達成に必要と認められること。

## 第3章 組織及び役員等

(組 織)

第5条 本会は、研究部門別に部会を設ける。

第6条 各部会は熊本県高等学校の教職員で本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- |        |    |         |     |        |    |
|--------|----|---------|-----|--------|----|
| 1. 会 長 | 1名 | 4. 顧 問  | 若干名 | 7. 庶 務 | 2名 |
| 2. 副会長 | 2名 | 5. 理 事  | 若干名 | 8. 会 計 | 1名 |
| 3. 監 事 | 2名 | 6. 事務局長 | 1名  |        |    |

(役員を選任および任期)

第8条 会長は事務局当番校の校長があたり、副会長は次期事務局当番校の校長1名、私立高校校長1名、計2名があたる。監事は前期事務局当番校の校長1名、各部会長の互選による1名、計2名があたる。顧問には原則として会長、副会長および監事以外の各部会長を推す。

2 理事は原則として、各部会より1名宛選出し、庶務および会計は、会長が委嘱する。

3 役員任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。

(役職員の任務)

第9条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、本会の会計監査にあたる。

4 顧問は、会務に関し会長の諮問に応じて助言する。

5 理事は、会長および副会長とともに理事会を組織して、重要な会務を議決し執行する。

6 事務局長は、会務に参画し、これを総括的に処理する。

7 庶務は、本会の庶務にあたる。

8 会計は、本会の会計にあたる。

(会 議)

第10条 理事会の常会は、会長が毎年度の初めに召集し主宰する。

- 2 会長は、前項のほか必要と認めるときは、理事会の臨時会を召集することができる。
- 3 理事会は、各部会の活動に支障をきたさないように慎重に協議して部会相互の連携を保つように留意するものとする。

#### (部会の統廃合)

- 第11条 教育を取り巻く社会情勢の変化に応じて部会の統廃合が必要となった場合は、該当する部会の部会長より、第1回役員会にて統廃合を行う旨を諮る。役員会で事務局を除く役員<sup>の</sup>3分の2以上の賛同を得た後、統廃合委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- 2 委員会は該当する部会の部会長、理事長をもって充てる。
- 3 委員会で、各部会の事業の整理、事務局の輪番等、統廃合後の事業が滞りなく行えるように調整する。
- 4 委員会での調整後、第2回役員会にて提案を行い、事務局を除く役員<sup>の</sup>3分の2以上の賛同を得て、部会の統廃合が行われるものとする。

## 第4章 会 計

### (会 計)

- 第12条 本会の経費は、会員の会費、補助金その他をもってこれにあてる。
  - 2 前項の会費は、会員1名につき年額1,000円とする。
  - 3 会費の納入方法および時期は、細則で定める。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 熊本県高等学校教育研究会細則

- 第1条 本県の高等学校教職員は、原則としてその担当する教科科目にしたがって、会則第5条の各部会の1つ以上に加入することができる。ただし、会費納入の際には、いずれか1つの部会に登録して申請するものとする。
- 第2条 会則第7条の役職員のうち、会長、事務局長、庶務、会計の計5名をもって本会事務局を構成し、事務の処理にあたる。
- 2 事務局当番校の決定は、熊本市内校・北部地区校・熊本市内校・南部地区校の順に行う。
- 第3条 会則第12条第2項の各部会の会費については、会員所属の学校で取りまとめてこれを納入するものとする。
- 2 各学校の会費算定の基準となる会員数は、本細則第1条の但し書きの定めにより登録申請された会員の数とする。
- 第4条 本会の予算案は、毎年度の初めに、事務局において立案し、理事会が審議決定する。
- 2 各部会への予算配分については、一定の基準金額を定め、これに会員の数に比例して按分した額を加える方式をとる。
- 第5条 会則第12条の会費の納入については、各学校長が、該当学校分の会費を、本会事務局へ納入するものとする。
- 2 前項の会費納入の時期は毎年5月末日までとする。

### 附則

- 第1条 昭和47年6月26日付細則一部改正
- 第2条 昭和48年3月10日付細則一部改正
- 第3条 平成4年6月24日付細則一部改正
- 第4条 令和2年6月11日付一部改正